様式第８号(第４条関係)

弁 明 通 知 公 示 送 達 書

次のとおり、放置違反金の納付命令に係る道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第５１条の４第６項の規定による弁明の機会の付与を、それぞれ別表左欄に掲げる者に対して行いますので、同条第７項の規定により、通知します。

なお、同条第６項各号に掲げる事項を記載した弁明通知書は、岡山県警察本部交通部交通指導課駐車対策係に保管していますから、弁明の機会の付与を受ける者は、来訪の上、受領してください。

令和8年11月 4日

岡山県公安委員会

記

１　弁明書の提出先

岡山県公安委員会

〒　700-8512　　岡山県岡山市北区内山下２丁目４番６号
岡山県警察本部交通部 交通指導課 駐車対策係
電話　086-234-0110

２　弁明書の提出期限

令和8年12月 3日

３　弁明の機会の付与を受ける者及びその弁明の件名

別紙のとおり。

注　道路交通法第５１条の４第７項後段の規定により、この掲示を始めた日から２週間を経過したときに、当該通知の到達があったものとみなされます。

別　添

3　弁明の機会の付与を受ける者及びその弁明の件名

弁明の機会の付与を受ける者の氏名	弁明の件名
十河　理恵	放置違反金の納付命令に関する件（第 72-113-260914-386843 号）

（注　道路交通法第５１条の４第７項の規定により、この公示をした日から起算して２週間を経過したときに、当該通知の到達があったものとみなされます。）